

# いわき市原子力災害 広域避難計画

## 【概要】

令和6年3月  
いわき市



## 目次

<b>第1章 総則</b> .....	1
1 目的 .....	1
2 広域避難計画の対象区域 .....	1
<b>第2章 避難等</b> .....	2
1 避難等の対応方針 .....	2
2 避難等に関する情報伝達 .....	2
3 避難の手順等 .....	3
(1) 避難の手順 .....	3
(2) 要配慮者等 .....	3
(3) 学校等 .....	4
(4) 一時滞在者 .....	4
(5) 避難退域時検査及び簡易除染 .....	4
(6) 安定ヨウ素剤の服用 .....	4
(7) 感染症流行下における対応 .....	5
4 避難先等 .....	5
(1) 避難先・一時集合場所等 .....	5
(2) 避難（輸送）経路 .....	5
(3) 避難手段の確保 .....	5
<b>第3章 避難住民の支援体制</b> .....	7
1 一時集合場所の開設・運営等 .....	7
(1) 開設・運営等 .....	7
2 避難所の開設・運営等 .....	7
(1) 開設・運営等 .....	7
(2) 資機材・物資の確保 .....	7
3 福祉避難所の開設・運営等 .....	7
(1) 開設、運営等 .....	7
(2) 要配慮者への支援 .....	8
(3) 資機材・物資の確保 .....	8
<b>第4章 今後の対応</b> .....	8
1 避難中継所の設置と運営 .....	8
2 他市町村の避難者の避難方法 .....	8
3 福祉避難所の設置 .....	8
4 行政機能の移転 .....	9
5 広域避難計画を踏まえた訓練の実施 .....	9
6 広域避難計画の啓発 .....	9

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、「いわき市地域防災計画（原子力災害対策編）」（以下「地域防災計画」という。）及び福島県原子力災害広域避難計画に基づき、廃止措置計画等に沿って廃炉作業を進めている原子炉施設において、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に定める、新たな原子力災害が発生若しくは発

生するおそれがある場合に、市域を越えた住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、原子力災害に係る住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

表1 対象とする原子力施設・災害

対象となる原子力施設	対象となる災害
ア 福島第一原発	ア 原子力施設の単独災害
イ 福島第二原発	イ 一般災害と原子力災害の複合災害

## 2 広域避難計画の対象区域

本市における広域避難計画の対象区域は表2のとおりである。

表2 本市におけるPAZ、UPZ

区域区分	福島第一	福島第二	
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)	なし	なし	
緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action planning Zone)	市の全域	市の全域	

図1 各原発からの距離

## 第2章 避難等

### 1 避難等の対応方針

本市は全域がUPZであることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放出後は運用上の介入レベル（OIL）にもとづいて一時移転・避難することを想定する。

表3 本市で計画する避難等

①屋内退避	放出前、放出後における基本的な対処
②放出前避難	プラントの状態によって判断する予防的避難
③放出後のOILにもとづく避難・一時移転	放出後の計測によりOIL1、OIL2と判断されたエリアそれぞれにおける避難、一時移転

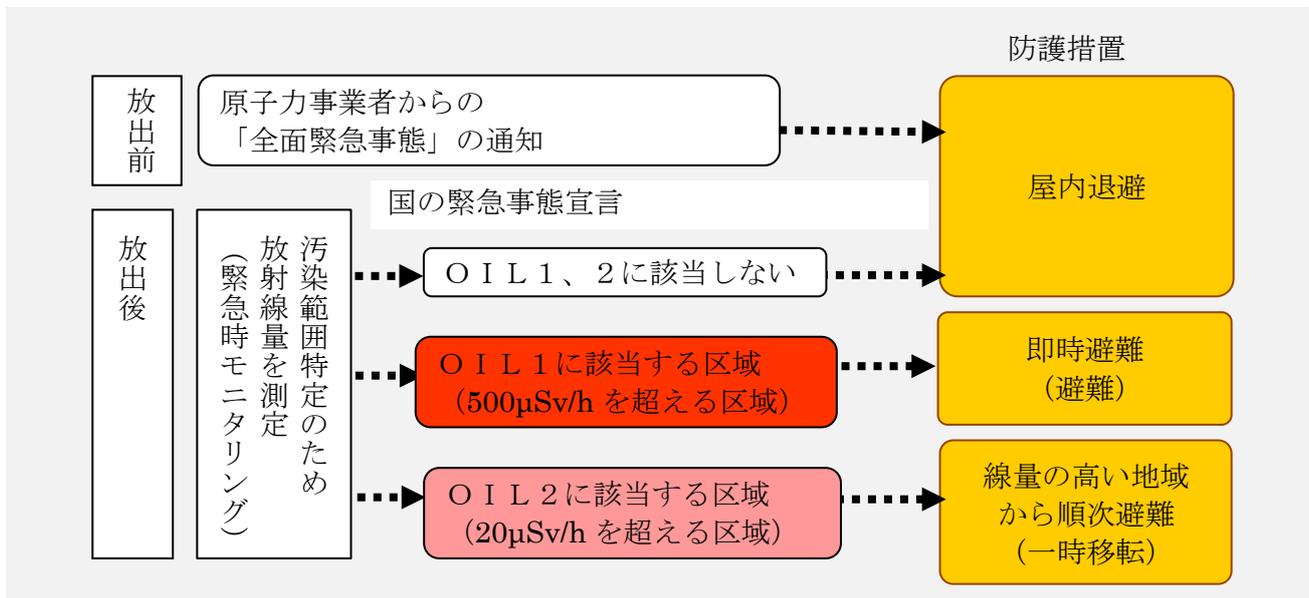


図2 防護措置

### 2 避難等に関する情報伝達

市民に対して、次のとおり特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報伝達に努める。

- ・NHKデータ放送等の災害情報共有システム（Lアラート）、FMいわきなどによる放送
- ・防災行政無線、緊急通報メール（エリアメール）や市防災メールなど
- ・広報車、消防車両等による巡回広報
- ・エックス（旧ツイッター）やフェイスブックなどSNSや市ホームページへの掲載

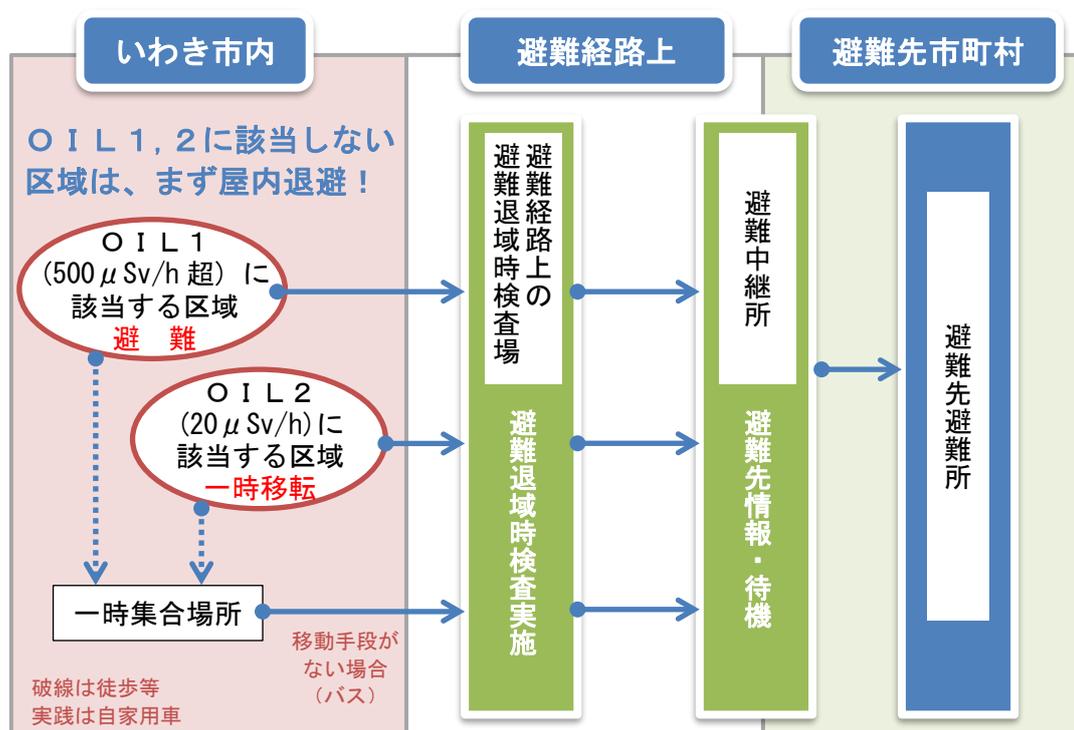
### 3 避難の手順等

#### (1) 避難の手順

避難にかかるポイントは次のとおりであり、県及び避難先自治体と調整して定める本市の広域避難の全体的な流れを図3に明示する。

- ア 「屋内退避」を基本としつつ、運用上の介入レベル（O I L）に応じて広域避難を行うものとする。
- イ 広域避難が必要となった場合には、原則、自家用車で避難するものとする。ただし、自家用車による避難が困難な場合などは、あらかじめ指定した一時集合場所へ徒歩等で集合し、市等が用意したバス等で避難先避難所へ避難する。
- ウ 避難に際して、国・県は、適切な箇所に「スクリーニング場」を設置するものとする。
- エ 市は県・避難先自治体と協力して「避難中継所」を設置し、円滑な避難を目指すものとする。

図3 広域避難手順のイメージ



#### (2) 要配慮者等

##### ア 避難行動要支援者等

避難行動要支援者について、原則は避難所へ避難するものとするが、避難所での生活に介護等特別な配慮を必要とする場合は、受け入れ先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、市は、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

### イ 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等（以下「病院等」という。）の施設管理者は、県の「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」に基づき、あらかじめ病院等が策定した避難計画に基づき施設入所者等を避難させ、避難計画に基づく避難ができない場合については、県に調整を求めるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境の実態があった<sup>1</sup>。そうした教訓を踏まえ、施設入所者の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

### (3) 学校等

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校、及び保育所及び認定こども園）の園児、児童、生徒等（以下、「生徒等」という。）の避難については、保護者への引渡しを原則とし、引渡しができない場合には安全確保を図るため県及び市の指示等に従い避難や屋内退避等を行う。学校等の施設管理者は、避難時に速やかに対応できるよう、あらかじめ地域の特性を考慮した避難のマニュアルを作成するものとする。また、保護者との間において避難時における生徒等の保護者への引渡しを行うための取り決めを定めるものとする。

### (4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所または避難所等への避難を促すものとする。

### (5) 避難退域時検査及び簡易除染

避難退域時検査は、放射性物質の放出後に避難する場合に必要となるもので、放射性物質の付着を確認するために実施される。また、必要に応じて、除染を実施する。

### (6) 安定ヨウ素剤の服用

全域がUPZである本市では、全面緊急事態において、安定ヨウ素剤の服用準備を指示することとなる。

#### ア 安定ヨウ素剤の備蓄と配布

市では、全面緊急事態に至った場合に備え、県と連携し安定ヨウ素剤を備蓄することとし、市民への速やかな配布を考慮し、支所等へ配備することとする。

また、緊急時に速やかに受け取ることが困難な住民等に対しては、安定ヨウ素剤を事前に配布（家庭備蓄）することとする。

なお、安定ヨウ素剤の事前配布にあたっては、窓口での説明や動画視聴等の方法により、服用・管理方法や副作用等について説明することとする。

#### イ 安定ヨウ素剤の服用指示

<sup>1</sup> 市といわき明星大学が共同で実施したヒアリング調査による。

全面緊急事態に至った場合には、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて、市が服用の指示を出す。

#### (7) 感染症流行下における対応

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。

具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外のものとの分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの趣旨衛生等の感染対策を実施する。

## 4 避難先等

### (1) 避難先・一時集合場所等

#### ア 広域避難先

広域避難が必要となった場合における広域避難先に関する方針・考え方は、次のとおりである。

- (ア) 地震・津波における同時被災のリスクが少ない西方面と、降雪等の気象状況による避難のリスクが少ない南方面の複数方向の避難先を定める。
- (イ) 地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町村に分散しないよう、避難先を定める。

#### イ 一時集合場所

一時集合場所は、次のとおり選定する。

- (ア) 複合災害（風水害・地震・津波等）が発生した際にもその使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性や津波浸水区域などを確認した上で対象施設を選定する。
- (イ) 一時集合場所は、避難対象となる行政区等ごとに定める。

#### ウ 避難等を実施する単位

避難等を実施する単位は、避難誘導時の住民への広報、避難者の把握等を考慮して、コミュニティ単位である行政区等を基本とする。

### (2) 避難（輸送）経路

避難等の輸送に当たっては、多数の車両が避難区域等に集中することが想定されるため、避難等の優先順位、道路状況等を勘案し、あらかじめ地区単位で、避難（輸送）経路のパターンを設定する。

### (3) 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、市等が用意したバス、鉄道等の公共交通機関、国、県、市及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

表 5 各地区の広域避難先市町村

避難元 地区	避難先市町村	
	南方面（茨城県）	西方面
平	石岡市、牛久市、かすみがうら市、つくば市、つくばみらい市、土浦市、取手市、守谷市、阿見町	（新潟県） 長岡市、柏崎市、見附市、出雲崎町、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
小名浜	古河市、桜川市、下妻市、筑西市、結城市、八千代町	（新潟県） 新潟市（北区、東区、中央区、江南区）、新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村
勿来	日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市	（新潟県） 新潟市（南区、秋葉区）、五泉市、阿賀野市、阿賀町
常磐	小美玉市、水戸市、茨城町	（新潟県） 新潟市（西区、西蒲区）、燕市、弥彦村
内郷	常総市、坂東市、五霞町、境町	（新潟県） 三条市、加茂市、田上町
四倉	稲敷市、美浦村	郡山市、須賀川市、三春町
遠野	笠間市	只見町、南会津町、檜枝岐村
小川	龍ヶ崎市	金山町、三島町、柳津町、昭和村
好間	潮来市、行方市	会津若松市、喜多方市、郡山市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、湯川村
三和	龍ヶ崎市	喜多方市、会津坂下町、西会津町
田人	城里町	下郷町、南会津町
川前	利根町	西会津町
久之浜・大久	河内町	須賀川市、鏡石町、天栄村

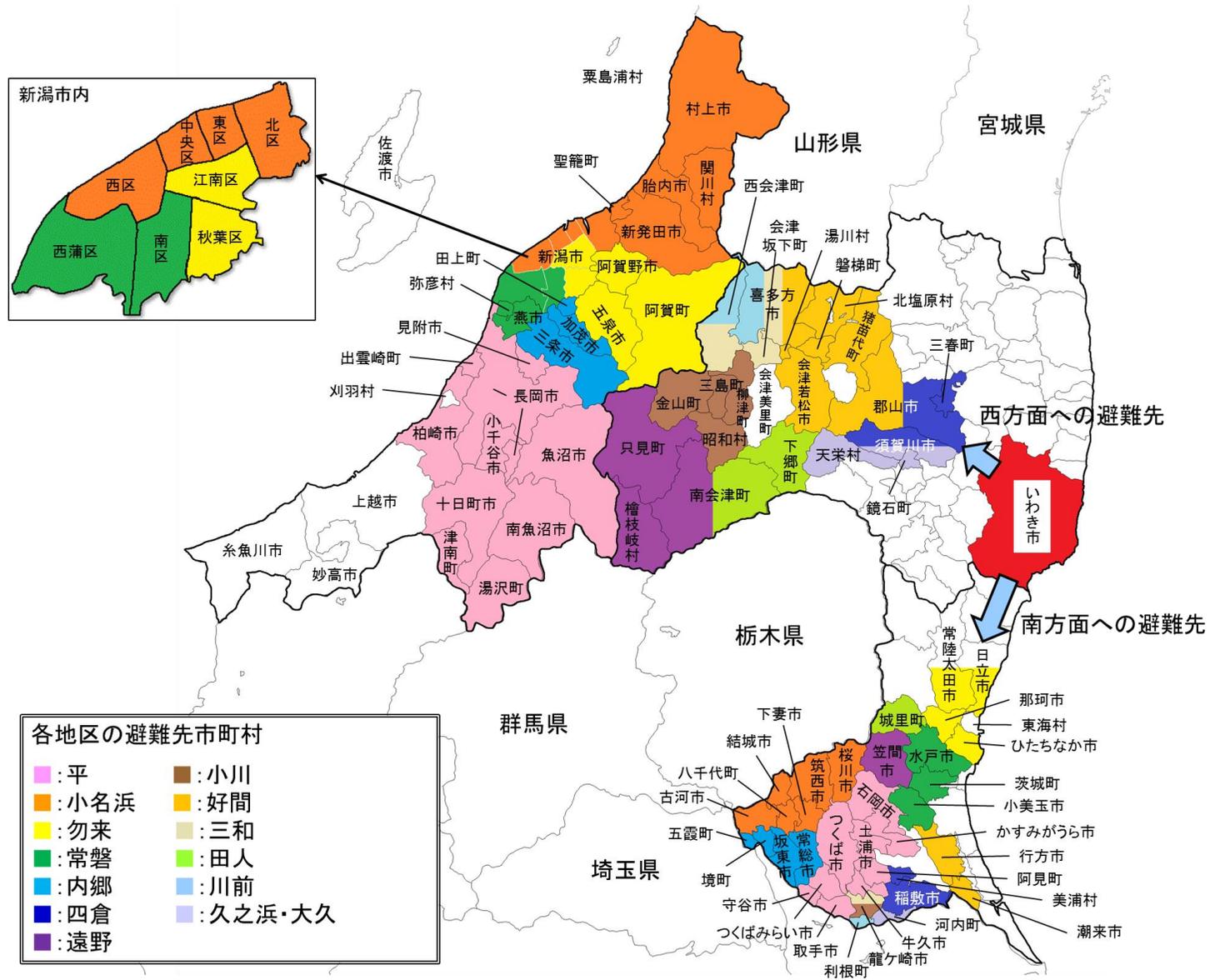


図4 原子力災害時の広域避難先市町村地図

## 第3章 避難住民の支援体制

---

### 1 一時集合場所の開設・運営等

#### (1) 開設・運営等

市は、広域的な避難の必要が生じた場合は、避難の対象となる地区の一時集合場所を開設し、住民と協力してその運営を行うものとする。

### 2 避難所の開設・運営等

#### (1) 開設・運営等

広域避難にかかる避難先の確保・受入などの準備、避難所等を設置する場合の県と市町村間の連携、役割分担、運営要員の確保をはじめとする運営体制は次のとおりとする。

ア 市は、避難の必要が生じた場合は、県及び避難先市町村に避難先避難所等の開設等を要請するものとする。

イ 市は、避難開始当初は、住民の迅速な避難に全力を挙げなければならないため、避難所等の開設・管理、避難住民の誘導等の業務については、避難先市町村が対応するものとし、県有施設は県が主体的に対応するものとする。

ウ 市は、避難所等を設置した場合は、その旨を速やかに住民等に周知し、円滑な避難誘導に努めるとともに、速やかに各避難所に職員を配置し、避難先市町村から避難所等の運営を引継ぎ、できるだけ早期に、避難住民、ボランティア等と連携し、避難所等の自主運営体制へ移行するものとする。

#### (2) 資機材・物資の確保

被災者の生活の維持のために必要な資機材及び食料、飲料水等の生活必需品等の物資（以下「資機材等」という。）の調達、管理及び需要に応じた配送体制については、次のとおりとする。

ア 市は、提供すべき資機材等が不足し、調達の必要がある場合には、県等に資機材等の調達を要請するものとする。

イ 市は、県及び避難先市町村と連携し、各避難所における資機材等の状況を把握し、避難所間で過不足が生じないように調整を行うものとする。

### 3 福祉避難所の開設・運営等

#### (1) 開設、運営等

県広域避難計画では、広域避難に係る福祉避難所は、県が避難先市町村に要請し、要請を受けた避難先市町村は、市と協議のうえ開設することとされている。福祉避難所の運営については県が作成した「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」を参考とするものとする。

なお、避難開始当初は、市は住民避難に全力を挙げなければならないため、福祉避難所（県有施設を除く）の開設・管理、避難住民の誘導等など避難住民の受入業務については、避難先市町村に主体的な対応を依頼する。

## (2) 要配慮者への支援

要配慮者については、家族や避難住民が中心となって支援を行うものとするが、支援者の不足が想定されることから、県及び市は、国や避難先市町村及び関係団体等に対し、医療、保健、福祉関係者やボランティア等の応援要員の派遣の要請を行うなど、迅速に支援者を確保するものとする。

## (3) 資機材・物資の確保

県及び市は、要配慮者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）の調達について、関係団体と締結している災害時応援協定の活用や国、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

# 第4章 今後の対応

## 1 避難中継所の設置と運営

避難中継所の設置は、県広域避難計画において、避難元市町村と避難先市町村が協議することとされている。

市は、避難中継所を設置するために、事前に表6の内容について、県を通じて避難先市町村と協議を進める。

表5 避難中継所に関する協議事項

協議事項	内容
(1) 避難中継所の役割	避難中継所の役割のうち、何を行うかを決めておく。
(2) 集約する避難施設の優先度	避難先施設を集約する場合、どの施設に優先的に集約するかを決めておく。
(3) 避難先集約の基準	どのような状態になったら、避難先施設を集約するかを決めておく。

## 2 他市町村の避難者の避難方法

市に居住している東日本大震災による避難者については、応急仮設住宅等で生活していることを踏まえ、適切な避難誘導等を行うために、情報の伝達や避難先の確保等について、県と避難元市町村及び避難先市町村が連携して手順を定め対応することが、県広域避難計画に定められている。

このため、避難者の人数把握、安否確認、避難先への誘導等、市と避難元市町村との役割分担について、今後、市と県及び避難元市町村との協議を進める。

## 3 福祉避難所の設置

市は、福祉避難所の早期開設を図るため、福祉避難所の指定を行っていない避難先市町村に、県を通じ、早期指定を求めるものとする。

## 4 行政機能の移転

市は、庁舎が避難対象区域に含まれる他、施設が被災するなど、庁舎としての機能維持が困難となり、住民の避難先となった避難先市町村に庁舎が移転する事態となった場合においても、住民に対する行政サービスの継続性が確保できるよう、あらかじめ代替施設を選定のうえ、機能移転に必要な情報や移転する備品等を事前にリストアップするなど、移転体制の準備を進めておくものとする。

## 5 広域避難計画を踏まえた訓練の実施

市は、円滑かつ確実な広域避難が可能となるよう本計画等に基づく原子力防災訓練を継続的に実施するものとする。

なお、訓練の成果については、市、県及び避難先市町村、防災関係機関等で共有のうえ、本計画の改訂等、原子力防災体制の強化に反映していくものとする。

## 6 広域避難計画の啓発

市は、住民に対して、本計画に基づく広域避難を円滑かつ確実に実施してもらうために、説明会や住民を交えた訓練などを行い、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。